

山口県報

平成27年
4月24日
(金曜日)

目次

○告示

指定代理納付者の指定(税務課).....二一

平成二十七年年度地籍調査事業計画(政策企画課).....二一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....二二

急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....二二

歳入の収納の事務の委託(住宅課).....二二

○公告

平成二十七年年度消防設備士講習の実施(消防保安課).....三三

製菓衛生師試験の実施(生活衛生課).....三三

調理師試験の実施(生活衛生課).....三四

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....三五

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....三七

林業種苗生産事業者の登録(森林整備課).....三七

契約の締結(水産振興課).....三七

下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....三八

契約の締結(会計課).....三八

○選管告示

政治団体の名称等.....八

政治団体の異動事項.....九

解散等に係る政治団体の名称等.....一〇

政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....一〇

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....一〇

指定の取消しに係る資金管理団体の名称等.....一一

不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....一一

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....二二

○公安委公告

一般競争入札の実施.....二二

契約の締結.....二三



山口県告示第百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号

二 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち元気寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)

三 指定の期間

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

山口県告示第百五十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十七年における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

二 調査地域

下関市彦島福浦町二丁目、菊川町大字田部、豊田町大字大河内及び豊北町大字田耕
宇部市大字榎小野、大字小野及び大字船木

山口市嘉川、宮野上、秋穂東、小郡下郷及び阿東生雲西分
萩市大字椿東及び大井

防府市大字久兼
下松市大字来巻
岩国市錦町宇佐郷

長門市仙崎、東深川、深川湯本及び日置上
美祢市東厚保町山中、美東町大田

周南市大字湯野及び大字鹿野下
山陽小野田市大字小野田、大字西沖、大字西高泊、北竜王町、高栄三丁目、新沖一

丁目、新沖二丁目、新沖三丁目、大学通二丁目及び港町
三 調査期間
平成二十七年四月十三日から平成二十八年三月三十一日まで

山口県告示第百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年四月二十四日

土地改良区の名称 山口県知事 村岡 嗣政
田布施土地改良区 認可年月日
平成二七、四、一四

山口県告示第百五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政
一 区域の名称
西大坪町(1)地区
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号
と五号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	町 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	西 大 坪 町	二五三の二	一号
〃	〃	二五二の一	二号
〃	〃	二五二の一	三号
〃	〃	二五二の三	四号
〃	〃	七〇〇の二	五号

山口県告示第百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

歳入の収納の事務の委託に関する告示（平成二十四年山口県告示第百八十五号）は、
廃止する。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政
一 委託に係る取扱歳入金の種類
県営住宅家賃
改良住宅家賃
特定公共賃貸住宅家賃
県営住宅駐車場使用料
改良住宅駐車場使用料
特定公共賃貸住宅駐車場使用料
二 委託を受けた者の名称及び所在地
一般財団法人山口県施設管理財団
山口市維新公園四丁目一番一号
三 委託の期間
平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間



(一三三) 平成二十七年消防設備士講習の実施
 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条の十の規定に基づき、平成二十七年消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

- (一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類
- (二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類
- (三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

平成二七、九、一五 午前九時三十分から
 午後五時まで 山口市湯田温泉五丁目一番一号
 山口県婦人教育文化会館

〃 〃 一六 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四
 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(二) 警報設備

平成二七、一〇、一四 午前九時三十分から
 午後五時まで 宇部市大字川上七四
 山口宇部農業協同組合

〃 〃 一五 〃 山口市湯田温泉五丁目一番一号
 山口県婦人教育文化会館

〃 〃 一六 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四
 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

平成二七、一〇、二七 午前九時三十分から
 午後五時まで 宇部市大字川上七四
 山口宇部農業協同組合

〃 〃 二八 〃 山口市湯田温泉五丁目一番一号
 山口県婦人教育文化会館

〃 〃 二九 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四
 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

三 講習の科目

- (一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

平成二十七年七月十七日(金曜日)から同年八月十四日(金曜日)までの間に、山口市葵二丁目五番六九号(郵便番号七五三〇八二二)一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課(電話〇八三一九三三一二三九九)又は一般財団法人山口県消防設備協会(電話〇八三一九三三二七七七八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三四) 製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。)第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 試験の日時
平成二十七年八月二十二日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目
試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。
 - (一) 衛生法規
 - (二) 公衆衛生学
 - (三) 食品学
 - (四) 食品衛生学
 - (五) 栄養学
 - (六) 製菓理論及び実技
- 四 受験資格
法第五条又は附則第二項に規定する者であること。
- 五 受験願書の受付期間
平成二十七年五月十一日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)まで(郵送の場合、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
 - (一) 県内に居住する者
住所を所管する保健所
 - (二) 県外に居住する者
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)
山口県環境生活部生活衛生課
- 七 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)
 - (四) 法第五条第一号に該当する者にあつては、同号に該当する者であることを証する書類

四

- (五) 法第五条第二号に該当する者にあつては、最終学校の卒業証明書及び菓子製造業務従事証明書
- (六) 法附則第二項に規定する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
- 八 受験手数料
九千四百五十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
 - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 十 その他
 - (一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
 - (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課(電話〇八三一九三三―二九七四)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。
- (一三五) 調理師試験の実施
調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。
平成二十七年四月二十四日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 試験の日時
平成二十七年八月二十二日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 二 試験の場所
山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク
- 三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

(一) 食文化概論

(二) 衛生法規

(三) 公衆衛生学

(四) 栄養学

(五) 食品学

(六) 食品衛生学

(七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて、二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書の受付期間

平成二十七年五月十一日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで（郵送の場合は、五月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者

住所を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

(四) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千一百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三一九三三一二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(一三六) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 特別保護地区の名称

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

羅漢山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一〇二ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、マヒワ、ホオジロ、ウグイス等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

高照寺山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二八ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県岩国農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

大原湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

大原湖鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三一ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、県民が野鳥に親しむことができるよう整備されたいともに、アカマツ、コナラ等の巨樹が大部分を占める天然林を有し、オシドリ、ダイサギ、アオサギ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

常盤鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

常盤鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一三八ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、カワラバト、メジロ、シジュウカラ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定

し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林事務所

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

一 特別保護地区の名称

江良鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

江良鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二九ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

平成二十七年十一月一日から平成三十七年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、シロハラ、ウグイス等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十七年四月二十四日から同年五月七日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

〔「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

(一三七) 県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営油谷伊上地区中山間地域総合農地防災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年四月二十七日から同年五月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一三八) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

一一九八 飯森木材株式会社 宇部市大字川上二一の五 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 飯森木材株式会社藤河内ファーム 宇部市大字藤河内

(一三九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県下関水産振興局 下関市大和町一丁目一六番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百二万六千キロワット時

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年三月十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

三千百二十六万三千三百四十九円

七 入札公告日

平成二十七年二月三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県下関水産振興局長 金子 大

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(一四〇) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・六・四十三養治線

下関都市計画道路三・六・四十四椋野園萩尾線

下関都市計画道路三・六・四十五巖島向山線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一四一) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

財務会計システム運用維持管理業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

八千九百四万九百二十四円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
大寺和英後援会	榎屋ミサオ	宍井久美子	周南市大字徳山4939の3		平成27、5、3、5

河藤泰明後援会	河藤 昭司	河藤裕見子	熊毛郡平生町大字大野北28の1	〃	23
長岡浩俊後援会	長岡 浩	長岡 裕子	〃 〃 大字堅ケ浜616の2	〃	31
日本正義会	古賀 陵真	吉村 大尊	宇部市大字東岐波2714の8	〃	20
福田史江子後援会	福田恵一郎	福田 秀夫	周南市松保町6番6号	〃	18

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出(年)月日
	氏名	公職の種類				
維新の党山口県総支部	片山虎之助	参議院議員	板垣 聡	防府市お茶屋町4番44号	政治資金規程第9条第1号に定める関係政治団体	平成27、3、19
自由民主党山口県衆議院比例区第一支部	古田 圭一	衆議院議員	細田 隆司	下関市菊川町大字日新213	〃	〃 26

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年)月日
		新	旧	
愛幸会	代表者 会計責任者	高橋 正教	島津 幸男	平成27、3、19
		清水 幸子	島津多恵子	

入江さちえ後援会	名	入江さちえ後援会	入江幸江後援会	〃	30
宇部民社協会	事務所	山口市大内水上3丁目4番25号	山口市大内御堀町28の1	〃	31
尾上より子後援会	会計責任者	屋敷 拓生	岩本浩一郎	〃	31
国井益雄後援会	事務所	山口市小郡下郷9399の5	山口市小郡下郷815の6	〃	23
国井益雄後援会	名称	国井益雄後援会	国井益雄後援会	〃	9
幸福実現党防府後援会	代表者	国井 益雄	深町 和彦	〃	9
佐々木あけみ後援会	会計責任者	宮本 照美	相浦 慎治	〃	18
志賀光法後援会	代表者	川上 和恒	松崎 幸一	〃	13
重枝尚治後援会	〃	藤田 昭一	野村 豊次	〃	23
しのぎまき二後援会	〃	野村 清風	井上 勝彦	〃	24
杉本保喜後援会	事務所	宇部市野山町7丁目1番2号	宇部市町町2丁目3番15号	〃	26
政治結社大日本忠義同志会	代表者	杉本 保喜	白川 渉	〃	27
税理士による林芳正後援会	会計責任者	横井 康治	豊嶋 和博	〃	24
税理士による林芳正後援会	代表者	藤中 秀幸	岡田 事	〃	25
高橋せいじ後援会	事務所	安部千津子	小倉 國雄	〃	25
高橋せいじ後援会	事務所	岩国市周東町下久原411の4	下関市川中豊町5丁目1番8号	〃	25
高橋せいじ後援会	会計責任者	高橋 京子	高橋 成次	〃	13
田中義一後援会	事務所	宇部市中央町3丁目4番5号	宇部市中央町3丁目4番28号	〃	26
林よしまさ宇部後援会	代表者	下関市王司上町4丁目6番40号 酒田 三男	下関市王司上町5丁目6番26号 古谷 博英	〃	31

	会計責任者	岡村 真一	宗内 貴浩	
藤沢こうじを支援する会	〃	國居 十光	尾原 徳志	〃 20
ふじわら信治後援会	代 表 者	藤原 信治	大野 泰治	〃 30
	会計責任者	藤原 絹代	藤原 信治	
三浦のぼる後援会	代 表 者	三浦 渉	幡生 広彰	〃 26
美原喜大後援会	会計責任者	青木 輝子	土井留美子	〃 27
柳井民社協会	〃	國居 十光	尾原 徳志	〃 20
	〃	西田紗央里	松本紗央里	
山縣昂亮と笑顔あふれるふるさとを創る会	〃	山口市大内矢田南3丁目/番27号	山口市大内矢田821	〃 30

山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日
山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
青木晴子会	青木 晴子	青木 晴子	宇部市大字東須恵9/8の39	平成26/12/31
維新政党・新風山口県本部	三好 克彦	加治 満正	下関市豊浦町大字川棚7277の3	〃 〃
酒井博英後援会	酒井 博英	村中 雅信	光市島田/丁目2番25号	〃 〃
徳原ひさかず後援会	徳原 淳美	徳原 敦子	周南市大字下上927	〃 〃
中谷きよし後援会	井納 清	中谷かず子	下関市三河町/番4号	〃 〃

中村勝彦後援会	中村 勝彦	中村 恵子	〃	綾羅木本町3丁目10番1号	平成27/2/13
はせかわ忠男後援会	長谷川忠男	長谷川幸子	柳井市柳井2073の20		平成26/12/31
若佐賢治後援会	若佐 賢治	若佐さつき	岩国市車町3丁目2/番10号		平成27/3/20

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日
山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤みのるサポーターズクラブ	伊藤 博子	畠中都市枝	山陽小野田市大字厚狭12の26
重村法弘後援会	重村 三郎	重村 光子	長門市俵山7067
中林堅造後援会	田中 信治	中林 正造	防府市戎町/丁目10番10号
三村建治後援会	永松 泰	内田 直史	長門市油谷後畑66

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日
山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備考 (資金管理団体の なにかんがった旨の 届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
青木 晴子	宇部市議会議員	青木晴子会	宇部市大字東須恵918の39	青木 晴子	平成27、3、30
中村 勝彦	下関市議会議員	中村勝彦後援会	下関市綾羅木本町3丁目10番7号	中村 勝彦	〃 〃 5
長谷川忠男	山口県議会議員	はせかわち忠男後援会	柳井市柳井2073の20	長谷川忠男	〃 〃 9

山口県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

資金管理団体の指定の取消し の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体			備考 (届出年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
島津 幸男	周南市議会議員	愛幸会	周南市新地2丁目20	島津 幸男	平成27、3、19

山口県選挙管理委員会告示第四十七号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「医療法人清和会吉南病院」 〃 大字鑄銭司三三八一 昭和三六、〃〃〃
 「医療法人協愛会阿知須共立病院」 〃 阿知須四八四一の一 〃 〃 三、二四
 医療法人清和会吉南病院 〃 大字鑄銭司三三八一 昭和三六、一、一四」を

改め、

「医療法人協会阿知須共 〃 阿知須町四一七の一 昭和三四、三、二四
立病院 削り、「〃 〃 四二四一の四」を「〃 阿知須町四二四一の四」に改める。」

山口県選挙管理委員会告示第四十八号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十四年山口県選挙管理委員会告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「特別養護老人ホームかなえ」を「特別養護老人ホームかなえ（従来型）」に改める。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - (一) 次に掲げる物品等の購入
 - (二) 物品等の名称及び数量
 - (三) 交通信号灯器 一七〇〇台
 - (四) 物品等の特質等
 - (五) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限
平成二十七年七月三十一日
- (四) 納入場所
契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十七年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) 平成二十七年四月二十四日から同年六月四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課
 - (三) 受領期限
平成二十七年六月三日午後三時（入札書を持参する場合は、平成二十七年六月四

日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

(二) 日時

平成二十七年六月四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課(電話〇八三一九三三一一一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic lights 1700

(3) Delivery period: July 31, 2015

(4) Delivery place: the place where a person in charge of the contract will decide

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Management Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 3:00 P.M. June 3, 2015 (In case of bringing a tender: 2:00 P.M. June 4, 2015)

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年四月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

ICカード化運転免許証用ICカード 二十五万二百枚

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年三月二十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPAイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 落札金額

九百枚当たり五十二万五千八百五十二円

七 入札公告日

平成二十七年二月十三日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

平成
二十
七年
四月
二十四日
印刷
発行

(三)
落札方式
最低価格

発行
行人
所

山口
県知
事庁